

国庫補助金の増額については、神奈川県町村会では、一九三一年五月二日の総会において決議し、政府へその対策をせまっていた。

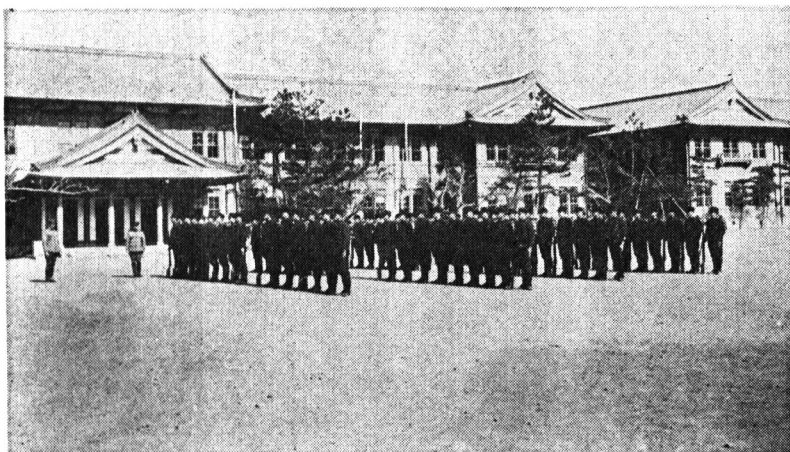
さて、市町村立尋常小学校費臨時国庫補助法について、神奈川県では一九三一年十一月二十五日に学務部長から市町村長あてに通知を出し、そこで「尋常小学校教員ニ対スル俸給ノ不払又ハ支払延滞或ハ寄附強要ノ事態ヲ絶滅セシメ教員ノ生活ヲ安定セシメントスル」ためのものであるからとし、まず教員俸給に未払いがある場合は国庫補助金をあてること、延滞を生ずるのにあてること、国庫補助金により町村財政に余裕を生じたときには負担過重を軽くすることなど、を示した。

一九三三年になると四月一日から三か年から四か年増俸されなかった教員に対して二円の増俸となった。しかし、一九二九年から一九三八年にかけての教員一人平均月俸額は減俸の傾向にあった。

中等学校生徒 の野外演習

一九二八（昭和三）年十二月十五日、夜来の冷雨、「寒雨蕭條」として降り注ぐ中、宮城前広場に、東京、神奈川、埼玉、千葉、山梨、一府四県の中等学校以上の男女学生、青年訓練所生徒、男女青年団員等約七万人が集合した。天皇の「御親閲を賜」ったのである。県内からも約六千人の男女若人が参加した。校旗・団旗を掲げ、参加団

員は分列行進をした。県の幹部、池田知事、九鬼三郎学務部長をはじめ公立・私立の中等学校長、配属将校、教諭も参列した。参加者は感激、唯光栄のみ等として当日の様子を語りあった。神奈川県立商工実習学校の生徒大野鉄之助は「夜来の霖雨は一人心を引きしめ此ノ御盛事を一層印象深からしめた。一步一步と踏みしめる内にも喜びと感激の情は胸に満ちた。今や、陛下の御英姿を咫尺の間に拝し親しく挙手の礼を賜ふ、あゝ此ノ光栄に誰か感せぬ者があるうか、自我の感なくただ敬虔の念と至誠あるばかり」と書いている（『神奈川県教育』第二五三号）。そして、この御親閲に参列した人たちが、この日の感激と喜びを書きつづった記録として神奈川県教育会は「大礼奉祝諸団体御親閲記念号」を刊行した。



1929年神奈川師範の軍事教練

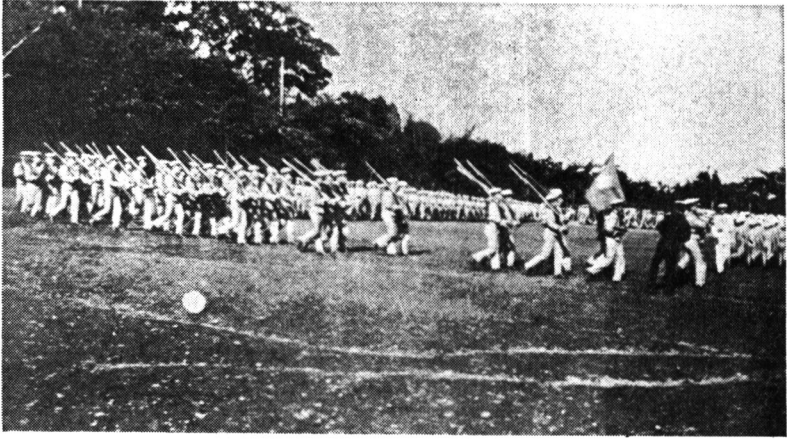
『神奈川師範学校記念写真帳』から

そして、この十二月十五日を記念して、本県では翌一九二九年十二月十五日、県下中等学校連合野外演習が辻堂海岸演習場で行われた。東軍と西軍に分かれ、東軍は横浜一中、同二中、同三中、同工業、同商工、同商業、関東学院、浅野総合中、本牧中、県立農蚕、西軍には横須賀中、逗子開成中、鎌倉師範、鎌倉中、湘南中、藤沢中、平塚農業、奈珂中、足柄農林、小田原中、厚木中であつた。総員二千二百二十名によるものであつた。

この演習にあたって、陸軍大将白川義則は祝辞を述べ「昨秋……親閲シ給フ、爾来一年、白夜、聖旨ニ感激シテ訓練ニ励ミ、効果著シク拳ツテ本日ノ壮観ヲ呈ス、一ニ報效至誠ノ結果ト謂フヘク洵ニ欣快ニ堪ヘサル所ナリ」(『神奈川県教育』第二六六号)とした。

このように、天皇の御親閲と中等学校生徒による軍事演習が結びついていた。

一九二九年の教化総動員計画の実施、一九三〇年三月に学務部長が出した、公私立中等学校長あての中等学校生徒の思想善導に関する通知は「我国特殊ノ国体、国情、国民性等ヲ明徴ニシテ日本国民タルノ自覚ヲ喚起シ又出来得ル限り現時ノ思想問題ニ関シテモ公正穩健ナル常識ヲ涵養セシムルニカメ一般ニ体育ヲ奨励シテ剛健闊達ナル精神ヲ養ハシメ」るような内容のものであり。思



県立小田原中学校の軍事教練

阿部宗孝氏旧蔵

想・行動について制約を行うものであった。

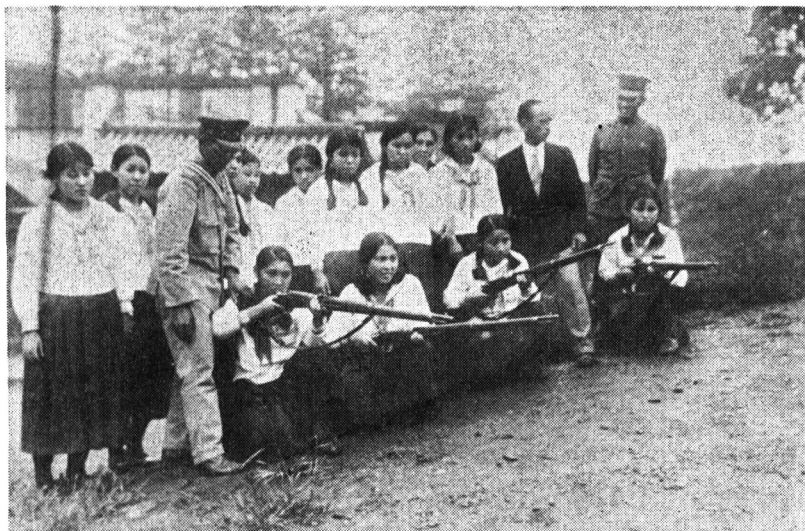
これより先、一九二五（大正十四）年一月に文政審議会は教練の実施についての答申を行い、同年四月に陸軍現役将校学校配属令が定められ、中学校令施行規則も改正され、中学校における体操の毎週教授時数は三時から五時に増加し、軍事教練が実施されていた。神奈川県立中学校規則は一九二七年四月に改正され体操が三時から五時になり、総計も二十九時から三十一時になった。

本県においても中等学校（男子）に配属された将校は同時に各地にある青年訓練所指導補助にもあたっていた。

このように配属将校は、県の中等学校、青年訓練所の軍事教練にたずさわり、県下軍事演習の指導者となっていた。

「左傾運動」の防止

文部省においては一九三一（昭和六年）七月になると文部大臣を会長とし委員三十九名からなる大がかりな学生思想問題調査委員会を設置した。同委員会は文部大臣の諮問事項である「学生生徒左傾ノ原因」と「学生生徒左傾ノ対策」とについて一九三二年五月に文部大臣に答申した。これによれば社会の情勢、思想界・学界の傾向、教育の欠陥などを学生や生徒の左傾の原因としてあげ、その対策として、改善、匡正に全力を注ぐべきであるとしている。社会の指導的地位にあるものは反省・自覚し、学



横浜戸部実践高等女学校生徒の鉄砲取扱訓練(1934年ごろ)

県立文化資料館蔵

界・思想界は国の独自性を自覚し、国体観念を理論的に闡明し、固有文化の研究をさかんにし、理想主義を高調すべきであるとした。主知偏向の学校教育から、人格完成を重んずる教育へ、国体に関する人生観・社会観を基とした創造力を養い、かつ実践を重んずるような教育の内容や方法へと改めて、教員にも人材をうることであった。ことに学生・生徒の左傾運動防止としては、学内・学外を問わず取締りを厳重に行うと同時に、学校の本旨に照らし、指導・訓育に十分な努力をすべきであるというものであった。

さらに学生思想問題調査委員会の答申に基づいて、一九三二年八月に国民精神文化研究所が創設された。神奈川県においては、思想問題についての講演会が盛んになり、たとえば文部省学生部学生課長久慈学を呼んで、「我国思想運動に就いて」講演してもらっている。それによれば、「赤化の手段をよく知っておかねばなりません……自己の不満逆境に同情して来る態度を示す者には一応疑って考へる必要がある。救済金を求めて来る者、其他一寸品物をおいてくれとか、一寸留めてくれとか、アド(アドレス)と称する一寸郵便物を頼まれてくれとか、又レポ(レポーター)と称する一寸連絡してくれとかいふも

のには考へてみる必要がある」などと教員に対しての赤化防止策などを示している。特に共産主義運動に参加する者には厳しい状態となつていった。

一九三四年十月になると、神奈川県国民精神文化講習所規程が定められ、第一条に「神奈川県国民精神文化講習所ハ本県教育関係者ニ対シ日本精神ニ関スル研究講習ヲ施シ思想問題ニ関スル知識ヲ与ヘ教育者トシテ必要ナル識見及信念ヲ涵養セシムルヲ以テ目的トス」と規定されている。

思想問題に関することには「如何に処理すべきが現行教育界に於ける最大の難事であり最重要事であることは言ふまでもない」と川崎市の学校教諭戸倉広は「随感時評」として『神奈川県教育』第二八六号の中で述べている。

国民精神総

動員の徹底

一九三五（昭和十）年三月二十三日、衆議院で国体明徴決議案が可決され、翌年七月日中戦争の発端となる蘆溝橋で日中両軍の衝突がおこり、戦時体制へと進んでいった。そして同年十二月八日「国民精神総動員実施要綱」を決めることによって戦時体制はしだいに強化されていった。

国民精神総動員について、県告諭第一号でこれを実施するために、実行委員会を設け、県民の協力により目的を達成することを告示した。市町村長・学校長に対しては、十月十五日に学務部長より「国民精神総動員ニ関スル件」を通牒した。これによると学校においては生徒に対して「朝礼ノ際必ず宮城遙拝ヲ為ス等凡ユル機会ニ於テ敬神崇祖ノ実践的訓練ヲ為スコト」とし、規律節制ある生活をさせること、体操教練武道の振興を図り、専ら堅忍持久困苦欠乏にたえる精神を練成すること、神社、校舎、校庭の清掃手入れ、勤労奉仕の実践、生徒児童の銃後の後援のこと、生徒児童の学用品、運動用品、身廻品等については無駄を排除して、消費の抑制を図り、貯金・献金等を奨励するようになどの内容であった。

一九三七年という年は、日中戦争の戦時軍需景気で、前年と比べると、横浜市は工場数一七、〇〇〇、従業員数二五、〇〇〇、生産額は



女性も参加した第15回県下中等学校射撃大会（1934年ごろ）

県立文化資料館蔵

五七割もの増加を示し、転失業者の吸収が行われるほどであった。
しかし一方では、大增税、ぼろ大予算の発表で卸売物価の暴騰に刺激され、小売物価も物凄いいきおいで奔騰しインフレが進行していた（『横浜貿易新報』昭和十二年一月二十日付）。
横浜高等工業学校の卒業予定者に対する求人者は百八十五人に対して、約五倍の六百二十四名をこすものがあり、夏休みには大部分が決定し、実地教育にあたる者、要するに、アルバイトをして、学費を得る者などがあらわれていると新聞は報じている。

しかし、一九三九年三月に入ると第一次貸金統制令が布かれ、翌年十月には第二次貸金統制令が布かれた。

この間、すなわち一九三五年から一九三九年にかけて、学校教育においては「青年学校令」（一九三五年四月一日）が公布され、青年学校の義務制が実施されるにいたった。即ち、「青年学校令」によれば、「青年学校ハ男女青年ニ対シ心身ヲ鍛錬シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的ト

第二表 各科の教授・訓練科目・時数
教授・訓練期間

科別	部別	
	男子	女子
普通科	二年	二年
本科	五年	三年
研究科	一年	一年

教授及訓練科目	年	
	第一年	第二年
修身及公民科	二四時	二四時
普通学	二〇八時	二〇八時
職業科	六時	六時
体操科	四時	四時
合計	二四〇時	二四〇時

教授及訓練科目	年	
	第一年	第二年
修身及公民科	二四時	二四時
普通学	二〇八時	二〇八時
職業科	三三時	三三時
家事及裁縫科		

体操科	時	
	男子	女子
合計	四〇時	四〇時

教授及訓練科目	年				
	第一年	第二年	第三年	第四年	第五年
修身及公民科	二四時	二四時	二四時	二四時	二四時
普通学	二四時	二四時	二四時	二四時	二四時
職業科	三時	三時	三時	六時	六時
教練科	三時	三時	三時	三時	三時
合計	二四〇時	二四〇時	二四〇時	一三三時	一三三時

教授及訓練科目	年		
	第一年	第二年	第三年
修身及公民科	二四時	二四時	二四時
普通学	八時	八時	八時
職業科	二五時	二五時	二五時
家事及裁縫科			
体操科	三時	三時	三時
合計	四〇時	四〇時	四〇時

注 研究科については空欄であるので略した
『県公報』から作成

第2章 「非常時局」の展開

第3表 年度別青年学校数

年度	公立	私立	計
1935	230	3	233
36	238	5	243
37	241	10	251
38	248	22	270
39	261	60	321
40	267	82	349
41	276	114	390
42	281	160	441
43	223	148	371
44	180	173	353
45	166	57	223
46	213	57	270
47	170	27	197

『神奈川県統計書』、『文部省年報』から作成

ス」と第一条に規定されている。同時に、「青年学校規程」「青年学校教員養成規程」「青年学校教員資格規程」の公布をし、青年学校制度をととのえた。生徒の大部分は働きつつ学ぶものを対象にしてあるため、教育は簡易なものにしてあった。

青年学校の発足により、従来設置されていた実業補習学校、青年訓練所は青年学校となった。

青年学校は普通科二年、本科は男子五年、女子三年、研究科は一年と定められた。普通科に入学することのできる者は尋常小学校卒業程度、本科に入学することのできる者は普通科卒業業者、高等小学校卒業程度の者と定められた。本県においても青年学校の発足にともない、神奈川県立実業補習学校教員養成所を神奈川県立青年学校教員養成所と改められ、青年学校令施行細則を制定（一九三五年五月十日）、青年学校学則準則（同）を定め、青年学校の教授及び訓練期間、訓練科目等を定めた。それを示すと第二表のようになる。また本県における青年学校数を見ると第三表のようになる。

青年学校における教授及び訓練の結果について教練科査閲と学科査閲が行われた。査閲に際し統制者を定め、これを総司令と称し、総司令の指揮の下に受閲者（生徒）は行動した。宮城遙拝又は御真影奉安所拝礼、国歌合唱からはじまり、教練査閲官立会の下に、市町村の名譽職、在郷軍人分会、青年団体役員、生徒の父兄等の立会で服装検査、閲兵が行われた。

青年学校は発足当時から勤労青年にとってそれほど魅力あるものではなかった。たとえば都筑郡二俣川村立青年学校の就学歩合は村において、入学すべき者百四十名のうち入学者八十四名で、入学歩合は五六・三八割（一九三五年十月現在『横浜市教育史』下巻）という状況であった。そのため青年団が、青年学校は青年団員の主要なる修養機関であるから、団員のうち資格年齢者は全部就学させるよう

督励していた。

神奈川県でも「青年学校の義務制」という印刷物を配布して、入学させるのは親の義務ですとして、「この義務は青年が雇出稼等のため親と離れて住んでいても果さなくてはならないのであります。この場合には郷里を離れる前に必ず今まで居た市町村の役場（区役所）に通知すると共に青年の行った先の市町村役場（区役所）にも青年の氏名と居所等を届けることを忘れてはなりません」また「雇主も青年を入学させねばなりません」と書き、雇主は世の親心を持ち保護者にかわって青年の勉学を督励するよう御協力を願いたいというものであった。

一九三九（昭和十四）年四月になると「青年学校令」が改正され、青年学校の義務制が実施されるようになった。満十二歳以上、満十九歳までの青年男子に対して、その保護者は青年学校の課程を修了させる義務を負うものとした。

本県における青年学校の設置状況を見ると、特に川崎市では私立青年学校の割合が多くなっている。義務制が実施された一九三九年に設置された私立青年学校は十九校となり、青年学校の発足以来の数は二十六校にもなった。川崎市立青年学校数は一九三九年では二十七校であり、ほぼ半々の数となった。私立の青年学校は、尋常小学校を卒業して企業に勤務した青少年に補習教育を目的とし其の心身を鍛錬し、徳性を涵養するとともに職業及実的生活中に須要な知識技能を授けるといって企業が設置をした。一九四〇年にはこれら企業内の青年学校に就学している生徒数は一万千五百二十四名にものぼり、職員数七百七十三名、学級数二百四十となっている。企業に働く労働者と生徒が一体となって、工都川崎の産業をささえていったことになる。

青年学校の義務制が実施されても、本県では一九三九年度においての義務就学者の普通科第一学年生徒の就学情況はかんばしくなく、学務部長は十一月に就学督励について強く、市町村長・青年校長に指示した。

一九三九年十一月十一、日本県の「青年学校令施行細則」は全面的に改正され、また、「青年学校学則準則」も改正された。この改正された学則準則によれば、教授及び訓練科目とその時数について科目の内容が明示され、特に男子の時数は義務課程時数と増加時数に区分されて、最低限の義務教育の時間が明確化された。

県では一九四〇年五月には青年学校の校数並に位置を定め告示した。それによると横浜市七十三校、川崎市二十二校、鎌倉市二校、三浦郡十校、鎌倉郡五校、高座郡二十四校、中郡二十二校、足柄上郡十二校、足柄下郡二十四校、愛甲郡十二校、津久井郡十六校であった。

一方、青少年の戦時教育は日中戦争の長期化にともないますます強化されていった。一九三九年五月二十二日、宮城前広場に全国千八百校に及ぶ中等学校の生徒代表三万五千人が参加し、学校教練教官配属実施十五周年を記念し、武装分列行進を行い天皇の親閲を受けた。そしてこの日「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」が下賜された。「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」は国民精神の作興、国体明徴の理念の徹底等、次代の担い手である青少年に対し、文を修め武を練り質実剛健の気風を振励し、国家の将来に対する自覚を求めたのである。日中戦争、太平洋戦争を通じて「教育ニ関スル勅語」とともに、戦時下における軍国少年を作っていた。

二 中等学校進学之道と勤労作業への道

中等学校入試制度

本県の中等学校入試問題は受験準備のための正課時間外の教科指導、受験準備のための課題を与える、模擬試験の参加などによってその障害が指摘されてきていた。そのために中等学校の増設や学級増など

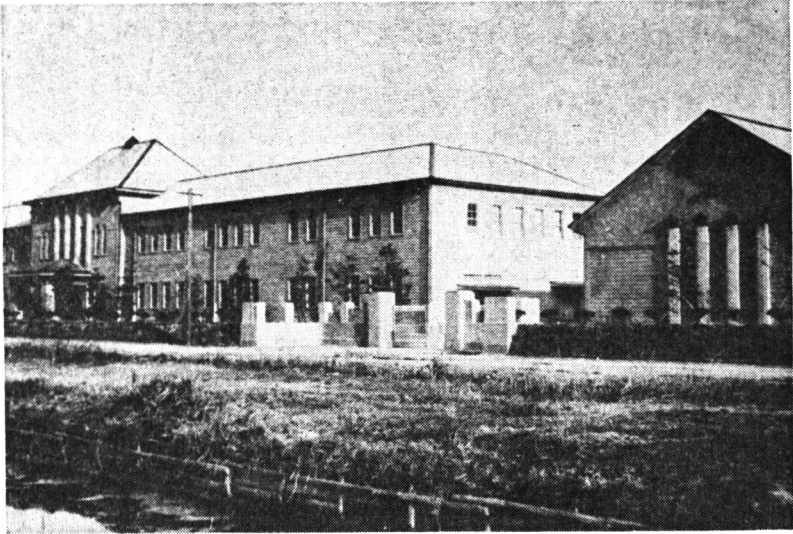
で、入試競争の激化の緩和に努めることが県教育行政の重要な問題の一つとなっていた。一方では震災により市町村の疲弊、経済不況による市町村財政の危機などにより、市町村立あるいは組合立の中学校・高等女学校が昭和に入ると県立へ移管されていった。このように県立の中等学校が増加して行ったが、人口の増加等によって中等学校への入学が厳しいものとなっていた。

このことは県会でも取りあげられて、一九三五（昭和十）年十一月の通常県会では、教育行政に重点をおくべきとして、第二女学校の師範併設よりも独立校としてできないのか、実業学校の定員増により受験難の解消をおしすすめることができるのではないかなど、入学試験の緩和のことが取りあげられた。

同時に十一月二十七日には神奈川県立横浜第一中学校内に併置されている私立神中夜学校の県移管に関する意見書が建議された。このように、県立移管により施設、備品等の整備充実が行われたが、入試に関する準備教育は一向にとどまるところを知らなかった。

県では、一九三六年十二月二十六日、学務部長が準備教育の弊いまだあとをたたく小学校教育を阻害するものであるとして、選抜方法を改正する旨の通知を中等学校長、小学校長に通知した。それによると中等学校入学者選抜方法は、身体検査、人物考査、学科考査、小学校における学業成績の四つを併用して決定するとした。そして、さらにこまかく実施要項を決めたのである。しかし実際には監督官庁の県の視学が小学校に命じ受験準備の禁止を命令しても、その視学が、校長に転出すると率先して受験準備をさせるという状況であった。県当局もこれらの問題に関して、頭を痛めていた。準備教育が潜行的に行われる弊害について、その改善の方法は「鋭意研究中」のみというのが実情であった。

一九三八年十二月十六日付各小学校長へ出した学務部長の通知は「入学試験期日ノ切迫スルニ伴ヒ之等ノ禁制（教員の私宅



県立川崎中学校

『川崎市勢要覧』昭和5年版から

教授の禁止等）ニ反シテ準備教育ヲナスモノアルヤニ仄聞スルハ甚ダ遺憾ノ次第ナルヲ以テ此際部下職員ヲ督シテ右嚴重勵行ヲ期セラレ度」というものであった。

一九三九年九月、文部省は入学者選抜問題の主な要因となっていた中等学校の収容力の拡張、進学指導の徹底等による入学難の緩和にととめるほか、選抜方法を改めて小学校の教科に基づく筆記試験を廃止するよう指示した。神奈川県ではこれより先の七月に、県の先の通牒を改正し、小学校長の報告書、中等学校における人物検査・身体検査を重視するように決めていた。しかし文部省の指示により再び、同年十二月に「中等学校入学者選抜方法改正ニ関スル件」を通牒した。これにより「三者総合判定ニ依り」入学者を決定することになった。小学校報告書は学校長、上席教諭、その他学校長の適当と認める教職員五人で委員会を作り、そこで志願者につき嚴重に審査して決めることになった。人物検査は口問口答によることとした。

一九四一年六月には公立中等学校への入学の許可について、設立者の管轄区域内の志願者に限ることは「教育が国家ノ事業タル本質

ニ鑑ミ容易ニ詮議相成難キ儀ト思料セラルルニ付」やむを得ない場合には、あらかじめ県学務部と協議をした上で学則中に相当の規定を設けた場合に限って認めることにした。

中等学校の学区制

一九四二（昭和十七）年一月に、県は選抜方法を改正した。選抜方法は国民学校令の実施にともなうものであったが、国民学校長の報告、人物考査、身体検査の三者総合判定の原則は変わっていないが「地域的考慮」が加えられた点であった。即ち横浜市・川崎市を二区に区分して、その区内に家族とともに居住する児童で県立中学校を志願する者は当該区域内の県立中学校に志願するよう進学指導すること、関係県立中学校は選抜の際に区内居住の志願者を優先入学させるよう考慮することとしている。また、横浜市金沢方面は横須賀中学、戸塚方面は湘南中学、瀬谷方面は厚木中学、港北区北部方面は厚木中学、川崎市生田方面は厚木中学へ志願を認めるようにした。

そして、県立中学校、県立高等女学校の学区制は戦争の激化、交通事情の悪化にともない一九四三年一月に改正された。改正された学区制は第四・五表のようであった。

同年度の公立男女中等学校の入学志願者は著しく増加し、第一回考査の七十二校は二万三千六百余人、第二回の考査は七千九百余人で、第一回は一万人、第二回は六千二百余人余りの志願者超過となっていた。

集団勤労作業

一九三八（昭和十三）年六月、文部省は「集団的勤労作業運動実施ニ関スル件」を文部次官名で、各地方長官あて通牒した。この運動は夏季休暇を利用して、中等学校生徒に集団勤労作業を行わせるものであった。

校庭・農場・農園等の手入れ、神社・寺院等の境内の清掃、設備の修理、都市防空設備その他公共設備に関する作業、開墾その他の農作業、道路改修その他土木に関する簡易な作業等であった。教育訓練の一方法としてとりあげられたものであって、「勤労作業ノ体験ヲ通ジテ団体訓練ヲ積マシメ以テ心身ヲ鍛錬シ国民的性格ヲ錬成スル」ことが目的であった。さらに、翌年

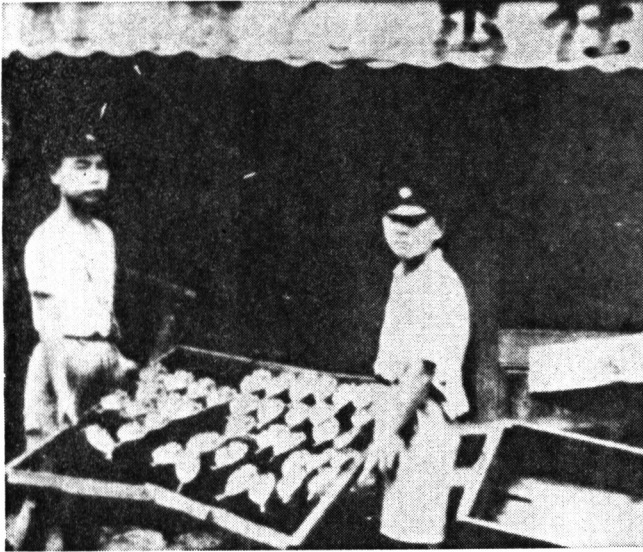
第2章 「非常時局」の展開

第四表 県立中学校学区表

第七区	第六区	第五区	第四区	第三区	第二区	第一区	学区
小田原地区	秦野地区	厚木地区	湘南地区	横須賀地区	川崎鶴見地区	横浜地区	区
足柄上郡 小田原市 中郡(西南部)	足柄上郡 中郡 平塚市	愛甲郡 高座郡(中部、北部) 中郡(東北部) 津久井郡	鎌倉市 平塚市 藤沢市 高座郡(南部) 中郡(東南部)	横須賀市 三浦郡	川崎市 鶴見区	横浜市 (除鶴見区)	区 域
小田原中学校	秦野中学校	厚木中学校	湘南中学校	横須賀中学校	川崎中学校 鶴見中学校	横浜第一中学校 横浜第二中学校 横浜第三中学校	県立中学校
		横浜市瀬谷及長津田方面、川崎市生田方面ヨリ志願スルモ可	横浜市戸塚方面、三浦郡逗子方面ヨリ志願スルモ可	横浜市金沢方面ヨリ志願スルモ可	神奈川県港北区ヨリハ鶴見中学校ヲ志願スルモ可	鶴見区ヨリハ第二中学校ヲ志願スルモ可	備考

第五表 県立高等女学校学区表

第七区	第六区	第五区	第四区	第三区	第二区	第一区	学 区
小田原地区	秦野地区	厚木地区	上溝地区	平塚地区	横須賀地区	横浜地区	区
小田原市 足柄上郡 足柄下郡 中郡(西南部)	中 郡 足柄上郡	愛 甲 郡 高座郡(中部) 中郡(东北部)	高座郡(北部) 津久井郡 愛甲郡(东北部)	平塚市 藤 沢 市 中 郡(南部) 高座郡(南部)	横 須 賀 市 三 浦 郡	横 浜 市 川 崎 市 鎌 倉 市 鎌 倉 郡	区 域
小田原高等女学校	秦野高等女学校	厚木高等女学校	上溝高等女学校	平塚高等女学校	横須賀高等女学校	横浜第一高等女学校 横浜第二高等女学校	県立高等女学校
		横浜市瀬谷及長津田方面、川崎市生田方面ヨリ志願スルモ可		鎌倉方面ヨリ志願スルモ可	横浜市金沢方面ヨリ志願スルモ可	三浦郡逗子方面、藤沢方面ヨリ第一高等女学校ヲ志願スルモ可	備 考



応召商工業者勤勞奉仕

『小田原市城内国民学校開校70年記念』誌から

一九三九年三月には文部省は中等学校以上の学校に対して集団勤勞作業を「漸次恒久化」し、学校の休みの時だけでなく、正課に準じてこれを随時行うよう指示した。

県では同年五月三十日に学務部長・経済部長名で「学校ノ生徒、児童ノ農業生産力拡充作業教育」として実施されるように

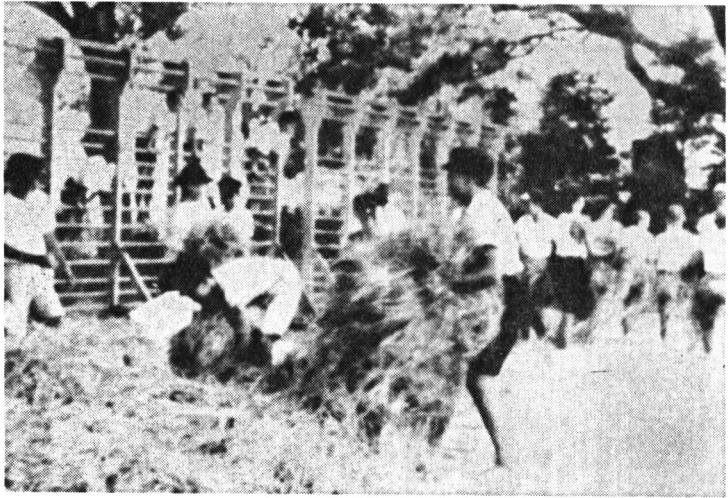
なった。

これによると、作業の目標は出征軍人遺家族に対する勞力奉仕と農業生産力拡充計画に対することが中心であった。労働力の不足の援助と農業生産であった。

女子中等学校生徒に対しては農業協力の他に、農繁期託児所保母の手伝、家庭における裁縫・家事の手伝等もさせるようにした。

小学校生徒も夏休みを利用して「草刈勤勞作業教育」として実施されるようになった。刈りとられた草は馬糧乾草等として供出された。

これら農作業は郡市農会、市町村と連絡をとりながら所要人員を配当するということであって、必ずしも学校生徒の全員が強制的に作業に従事するところまではいっていなかった。しかし、県は六月三十日には学校長あてに、各地方に散在する空地を利用して、蕎麦、粟、稗、飼料用玉蜀黍、甘藷、菜豆、人参、小松菜などを栽培する



馬糞乾草作業

『小田原市城内国民学校開校70年記念』誌から

よう指示した。このことは生徒児童に何らかの集団勤労作業に参加させることであった。

さらに、夏休み前の七月には軍需用の馬糞乾草の生産に協力すること、夏期休暇を利用して小学校上級生に対して糞の増産に協力させることなどを指示し、積極的に農業生産に協力するよう体制を整備していった。

一九四〇年に入ると軍需及び必須民需に因應するため麻繊維の増産のために、野生苧麻ちよまの採集を指示した。小学校児童に対しては国内資源開発の為としてトチ、ナラ、クヌギ、アベマキ、ブナ、カン等の殻斗科植物等の樹実の収集が指示され、タンテン、酒精、カラメル、ブタール等の製造原料に用いられた。

一九四一年二月になると、文部省と農林省では「青少年学徒食糧飼料増産運動実施」に関し各地方長官あてに通牒した。これにより本格的に食糧増産のために、学校は学徒を動員させなければならなくなり、学校も直営の農場を設定し、学徒を食糧増産に従事させ、授業を廃し自家農業に従事させるようにした。さらに一学年を通じて、三十日以内は授業を勤労作業に振替えても差し支えないというものであった。学童・生徒も、軍事体制の中に組み込まれていった。